転貸の制限 宅建 H18-10-2 ≪#586≫

【問】正誤をつけよ。

AがB所有の建物について賃貸借契約を締結し、引渡しを受けた。AがBの承諾を受けてDに対して当該建物を転貸している場合には、AB間の賃貸借契約がAの債務不履行を理由に解除され、BがDに対して目的物の返還を請求しても、AD間の転貸借契約は原則として終了しない。

【答え】誤り

≪ポイント≫ 転貸の制限 【★基本頻出】

- 1 賃借人は、**賃貸人の承諾**を得なければ、**賃借物を転貸することができない**。
- 2 賃借人が前項の規定に違反して**第三者に賃借物の使用又は収益をさせた**ときは、**賃貸人**は、**契約の解除**をすることができる。(民法 612 条 1 項、2 項)
 - ⇒ 賃貸借が賃借人の**債務不履行を理由として解除され終了**した場合、賃貸人の承諾ある 転貸借は、原則として、**賃貸人が転借人に対して目的物の返還を請求した時に終了**する。 (判例)